大 阪 府　大手前病院及び枚方公済病院
兵 庫 県　六甲病院
広 島 県　広島記念病院
香 川 県　高松病院
福 岡 県　千早病院
大 分 県　新別府病院

**最低賃金の改正決定に関する公示**

茨城労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 26 日

茨城労働局長　中屋敷勝也

第４号中「１時間793円」を「１時間806円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月31日から効力を生ずる。

栃木労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県各種商品小売業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 26 日

栃木労働局長　堀江　雅和

第４号中「１時間773円」を「１時間786円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月31日から効力を生ずる。

山梨労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成21年山梨労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 26 日

山梨労働局長　三浦　宏二

第４号中「１時間806円」を「１時間819円」に改める。

山梨労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成21年山梨労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 26 日

山梨労働局長　三浦　宏二

第４号中「１時間815円」を「１時間828円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 26 日

岡山労働局長　三上　明道

第４号中「１時間820円」を「１時間835円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 26 日

岡山労働局長　三上　明道

第４号中「１時間807円」を「１時間823円」に改める。

佐賀労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、佐賀県発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同附属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業最低賃金（平成20年佐賀労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 26 日

佐賀労働局長　田窪　丈明

第４号中「１時間734円」を「１時間746円」に改める。

宮崎労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金（平成20年宮崎労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 26 日

宮崎労働局長　佐藤　俊彦

第４号中「１時間670円」を「１時間678円」に改める。

鹿児島労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、鹿児島県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 26 日

鹿児島労働局長　岩崎　　修

第４号中「１時間685円」を「１時間693円」に改める。

## 人事院関係

**採用候補者名簿の有効期間の満了**

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成されたすべての採用候補者名簿の有効期間は、平成26年11月25日をもって満了した。

平成 26 年 11 月 26 日

人事院北海道事務局第二課長　澤井　隆志
人事院東北事務局第二課長　小澤　茂弘
人事院関東事務局第二課長　山岡美智代
人事院中部事務局第二課長　石坂　政雄
人事院近畿事務局第二課長　中島　　隆
人事院中国事務局第二課長　石田　栄二
人事院四国事務局第二課長　河田映一郎
人事院九州事務局第二課長　橋本　　勉
人事院沖縄事務所調査課長　松本　光礼

記

平成25年度刑務官採用試験

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成26年11月25日をもって満了した。

平成 26 年 11 月 26 日

人事院人材局企画課長　池本　武広

記

平成25年度皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）
平成25年度入国警備官採用試験
平成25年度海上保安学校学生採用試験（船舶運航システム課程区分、情報システム課程区分、海洋科学課程区分）

**平成 27 年測量士試験及び測量士補試験の施行**

測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士試験及び測量士補試験の施行について、測量法施行令（昭和24年政令第322号）第21条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 11 月 26 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　試験日時及び試験地

⑴　試験日時

ア　測量士試験　平成27年５月17日（日）午前10時から午後４時まで（午後０時30分から午後１時30分まで休憩）。

イ　測量士補試験　平成27年５月17日（日）午後１時30分から午後４時30分まで。

⑵　試験地　北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

２　受験手続

⑴　受験願書受付場所　国土地理院総務部総務課（〒305―0811　茨城県つくば市北郷１番）